

土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和 8 年 8 月

国土交通省都市局

1. 趣旨

国土交通省では、「土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令」の制定を検討しております。

つきましては、別添の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を募集いたします。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる改正概要は別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、令和 8 年 8 月 12 日(水)から令和 8 年 9 月 11 日(金)までです。

4. 内容の公開

改正概要は、意見募集と同時に以下により公開します。

○電子政府の窓口（e-Gov）

○窓口（国土交通省都市局市街地整備課）での配布

土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集要領

■意見募集対象

- ・土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案（別紙）

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口（e-Gov）
- (2) 窓口での配布
国土交通省都市局市街地整備課
（東京都千代田区霞が関中央合同庁舎 3 号館 6 階）

■意見募集期間

令和 8 年 8 月 12 日(水)から令和 8 年 9 月 11 日(金)まで
※郵送の場合は上記期限必着のこと。

■意見送付方法

意見提出フォーム又は意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省都市局市街地整備課までご意見を日本語にて送付して下さい。

（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

- (1) インターネットの場合 電子政府の総合窓口（e-Gov） 意見提出フォーム
- (2) 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-shigaichi@ki.mlit.go.jp
（電子メールの題名を「土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」として下さい。）
- (3) F A X の場合 F A X 番号 : 03-5253-1591
- (4) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省都市局市街地整備課パブリックコメント担当 宛
（「土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」と明記して下さい。）

■注意事項

皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。頂いたご意見は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省都市局市街地整備課 パブリックコメント担当 宛

土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(会社名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
意見	